

2018年  
1月10日

No.230

# さざなみ

〒520-2141  
大津市大江6丁目23-24
**さざなみネット**  
 (金融労連・全国金融産業労働組合滋賀分会)

TEL・FAX 077-545-5154

あけまして  
おめでとう  
ございます

明けましておめでとうございます。

昨年は大変動の年でした。安倍政権は、昨秋臨時国会冒頭に森友加計学園の疑惑を隠すために突然衆議院を解散、民進党の希望の党への突如の「合流」という逆流や非民主主義的な選挙制度に助けられて、総選挙で「3分の2」の議席を取りました。

安倍政権は憲法9条改定を掲げ、「できれば今

年の通常国会で、遅くとも臨時国会で改憲の発議を行いたい」と発言しています。

日本国憲法第9条は、時代の最先端をいっており、世界の宝です。

「安倍改憲NO! 全国市民アクション」が呼

びかけた「3000万署名」を幅広く訴え、9条改憲の国会発議を絶対許さないため全力をあげたいと思います。

職場では人事制度が改定され、今後どのようになっているか大きな問題であり、仲間の声を聞き共にがんばってしていきたいと思っています。

これからは市民が社会を動かす時代です。みなさんとともに、社会発展のためにがんばりましょう。

全国金融産業労働組合近畿支部滋賀分会

(さざなみネット)

分会長 浦谷 貞子



## 大津財務事務所・滋賀労働局・大津労働基準監督署・滋賀県銀行協会

### 当面の「金融行政」に対する要請・労働実態の改善のための指導強化を要請

さざなみネットは、滋賀銀行従業員組合とともに、11月28日に滋賀労働局および大津労働基

準監督署と、12月4日に滋賀県銀行協会と、15日に財務省近畿財務局大津財務事務所を訪問し、要請行動を行いました。さざなみネットからは浦谷分会長と山崎書記長が参加しました。

この行動は金融労連が、官庁（金融庁・厚生労働省）、業界団体（全国地方銀行協会・第2地方銀行協会・全国信用金庫協会・全国信用金庫同友会・全国信用組合中央協会）に対し行う要請行動とともに全国的に統一して行われているものです。

財務省近畿財務局大津財務事務所と滋賀県銀行



子犬 岩波 美智子さん 画



滋賀労働局・大津労働基準監督署へ要請

協会へは「当面の『金融行政』に対する要請」（要請文下左）、滋賀労働局と大津労働基準監督署へは「金融機関の労働実態改善のための指導強化の要請」（要請文下右）に基づき要請をしました。

要請項目について、各担当官から回答がありました。財務事務所と銀行協会では「目標という名のノルマ販売」について、商工中金で国の制度融資を使っただけの組織ぐるみの販売を例にして、一層の指導を要請しました。またマスコミなどによる合併再編を促す動きについて協議しました。「全く要請の通りだ。合併再編するだけでは地域がよくなる。そうならないように顧客本位のビジネスモデルを」（銀行協会）などと話し合いま

## 財務省近畿財務局大津財務事務所 御中 滋賀県銀行協会 御中 当面の「金融行政」に対する要請

金融庁が今年3月末に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」は、私たちのこれまでの主張が反映されたものでもあり、大いに評価しているところです。

しかしながら、アベノミクスは大企業や一部の富裕層には利益の増大をもたらしたものの、地域経済の疲弊はより深刻なものとなり、中小業者の営業は改善されず、労働者の実賃賃金も減少しました。そのうえマイナス金利政策が続けられたため、地域金融機関は収益悪化が加速しています。そのため金融の職場では、人減らしもあいつつ、せっかく金融庁が打ち出した「顧客本位」と金融機関の「収益力強化」のはざま、矛盾が広がっています。

投資信託など金融リスク商品や、高金利のカードローンなどのノルマ推進は、現場で「顧客本位」が、画に書かれた餅になるようになっています。

顧客のニーズよりも収益目標の達成が最優先される現場では、金融機関にとって「もうかる金融商品」の販売手法が、顧客からの苦情・トラブルの要因にもなっています。

労働者は過重労働で心身ともに追い詰められ、精神的疾患（うつ病など）の発症や、長期休暇や離職が後を絶たず、過労死・過労自殺も出るほどに職場の実態は悪化しています。

つきましては、貴局（事務所）に対し次の通り要請するとともに、本庁にも意見具申されるよう要請いたします。

記

1. 「顧客本位」の金融庁方針の観点からも次のような金融商品の「目標」という名のノルマ販売実態の改善を指導されること。
  - 投資信託・保険商品などの金融リスク商品の販売にあたっては、販売手数料率の高い商品販売に偏重することなく、顧客の商品選択の自由を保障すること。
  - 消費者ローン・カードローンなどの販売にあたっては、適用金利・保証会社・保証料率を明示し、顧客の了解のもとで融資を行うこと。
  - カードローンの審査にあたっては、貸金業法の「総量規制」に準じた規制を行うこと。
2. 地域性を希薄にし、利用者・労働者に犠牲を強い地域金融機関の合併再編を押し付けないこと。
3. 公益通報者を保護し、自主的な経営チェックが行なえるような環境づくりを指導すること。
4. 金融機関の12月30日の休日化の実現に努力すること。

## 金融ユニオン近畿支部定期大会

金融ユニオン近畿支部第8回定期大会が、12月16日大阪市の金融労連西日本事務所で開かれ、10人（代議員3人、役員6人、オブザーバー1人）が集まりました。さざなみネットからは、山崎書記長が代議員として参加しました。

辻支部長は、新語・流行語大賞の村度などを例に、憲法改正や異常な金融政策など最近の政治・経済・社会情勢の行き詰まりを指摘したうえで、「個人加盟労組の特徴として、いろいろ考え方は違うが、お互いの個性を尊重しながら要求で一致し生き生きとした活動を進められるようにしていきたい」とあいさつしました。

（議題）たたかひの総括・運動方針・決算・

予算・役員選任

各分会からの活発な討議後、議案は提案通り採決されました。

した。滋賀労働局と大津労働基準監督署では、昨年1月に出版された「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」による労働時間の考え方、制服の着替えなど業務の準備行為、業務終了後の清掃など後始末、使用者の指示による業務に必要な学習などは明確に労働時間であると明示してあり、これに沿った措置を取るよう指導していると回答。また「名ばかり管理職」について「金融機関における管理監督者の範囲について」（昭和52年2月28日基発第105号）に基づき問題点を話し合いました。

景気、労働環境が厳しいなか、地域金融機関の社会的役割は大きく、その労働組合の役割が重要になっていることを実感しました。

## 滋賀労働局 御中 大津労働基準監督署 御中 金融機関の労働実態改善のための指導強化の要請

労働環境の改善に向けた貴局（署）のご努力に敬意を表します。

2014年に制定された過労死等防止対策推進法を受け、過労死防止対策大綱が2015年7月に閣議決定され、過労死を防ぐため、国は企業への監督指導を強化しましたが、過労死や過労自殺は後を絶ちません。2016年度のうち「心の病」での労災認定者は498人と過去最高となり、認定者のうち「過労死の危険ライン」とされる月80時間以上の残業をしていた人が181人、160時間以上が52人もいました。また「脳・心臓疾患」での労災認定者は260人で、そのうち月80時間以上の残業をしていた人が234人と9割となり、労災に長時間労働が影響していることはハッキリとしています。

金融機関の職場でも、人員削減により長時間過密労働がまん延し、金融リスク商品・カードローンのノルマ販売など過度な営業推進も相まって、パワハラも後を絶たず、職員の健康が心身両面から損なわれ、休暇や離職をする職員が増加し、自殺する職員も出るほど職場の状況はますます悪化しています。

また、2013年4月の高年法改正以降も、定年再雇用者の労働条件の改善が進まず、定年前と同じように働いているにもかかわらず、劣悪な労働条件や新卒並みの低賃金を余儀なくされています。また、労働契約法が改正されても、ますます増え続けている非正規労働者への差別待遇は依然として残され、雇用不安に脅えている実態もあります。

金融機関の厳しい労働実態を改善し、働きやすい職場をつくるため、特に次の事項について監督・指導を強めていただく、要請いたします。

記

1. 長時間労働削減のため、慢性的な残業・休日出勤をなくし、休暇の取得促進を図るよう指導すること。
2. 今年1月に厚生労働省が発出した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を遵守させ、早朝出勤を含めた賃金不払い・残業はもとより、自主勧誘に名を借りた休日や就業時間外の研修、早朝清掃や制服の着替えなどを労働時間として扱い、適正に労働時間を管理・把握するよう各金融機関に対し監督・指導を強化すること。
3. 管理監督者の範囲（昭和52年2月28日基発第105号）を逸脱した「名ばかり管理監督者」として、就業代を支払わないような企業に対し、実効性のある厳格な指導すること。
4. パワーハラスメントやマタコティハラスメント等をなくするとともに、メンタルヘルス対策と休職者に対する丁寧な職場復帰策を講じるよう指導すること。
5. ストレスチェックの実施にあたっては、個人情報保護し、人事考課などに反映させないよう指導すること。
6. 「労働契約法」の趣旨を踏まえ、非正規労働者に対する労働改善と雇用確保に向けて指導すること。
7. 希望者全員の65歳までの雇用確保と定年再雇用者の劣悪な労働条件の改善に向けて指導すること。
8. 2018年4月から義務化される無期雇用への転換についての啓蒙活動を強化すること。

## さざなみネットの発言

仕事・役割・貢献度を基軸とした人事制度が提案され、25回の団交、多くの修正のうえ、妥結した。初めての臨給が先日支給された。本格的でないにもかかわらず約30%の仲間は前期より減少している。本格的になったらどうなるのか不安が渦巻いている。

全行員に及ぶ業績連動式の臨給が始まった。このような臨給方式は他行で例がないと聞いた。

交渉しているなかで、他行の情報ももっとあれば、もっと交渉できたのではないかと、反省している。



あいさつをする辻支部長